

平成30年度  
千葉市トライアル  
発注認定事業

**募集!**

5/31(木)募集締切



### 千葉市トライアル発注認定事業とは

市内の中小企業等が開発し、製造又は提供する優れた新製品(物品)及び、新役務(サービス)を千葉市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援する目的で実施するものです。

# ◆ 千葉市トライアル発注認定事業の概要 ◆

## 認定のメリット

- 認定新商品等(新製品及び新役務)は、千葉市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成、見本市等への出展支援など広くPRします。
- 認定商品等は、その認定期間中、千葉市の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)

※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。

※市の機関と随意契約できるのは、千葉市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

## 対象となる商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品、及び過去に申請した実績がある同一商品(千葉市トライアル発注認定事業実施要綱第9条第4号に定める新商品等を除く)は除きます。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であることであること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たしていること。

## 対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1) 市内に実質的な主たる事業所を有し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 千葉市暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第36号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、千葉市物品等指名停止措置要領に基づく入札参加停止中措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

## 応募方法

「千葉市トライアル発注認定事業認定申請書」に添付書類を添えて、提出先に直接持参又は郵送・宅配便により提出してください。(ファックス、電子メールでは受付いたしません。)

※申請書様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

( <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html> )

千葉市 トライアル発注 検索

## スケジュール

※日程については状況により変更する場合があります。

①	認定申請書等提出締切	締切り:平成30年5月31日
②	一次審査(書類審査)	6月上旬
③	二次審査(書類審査)	6月下旬
④	最終審査(プレゼンテーション審査)	7月上旬
⑤	認定事業者の決定・認定製品の公表	8月
⑥	市による認定商品のPR、一部の認定商品の購入・評価	認定期間終了まで

## 提出先・お問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 中小企業支援班  
電話 043-245-5284 FAX 043-245-5590  
E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp